

【独自基準の条番号一覧表】

		① 養護老人ホーム	② 特別養護老人ホーム	③ 居宅サービス	④ 介護予防サービス	⑤ 介護老人福祉施設	⑥ 介護老人保健施設	⑦ 介護療養型医療施設	⑧ 地域密着型サービス	⑨ 地域密着型介護予防サービス	⑩ 軽費老人ホーム
(1) 高齢者の尊厳の保持	ア 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け	16-6	15-6 36-8	155-6 174-8 194-6 209-8 226-6	137-3 178-3 212-3	16-6 48-8	16-6 47-8	17-6 48-8	93 118-7 139-6 159-6 184-8 199	54-3 79-3	17-5
	イ 訪問サービスの「基本取扱方針」に「利用者の人格を尊重し」の文言を追加			23 71 84	40 76 86				24 51		
(2) 事業の適正な実施の確保	ア 訪問サービスの「サービス提供責任者の責務」に訪問介護員等の業務の実施状況について「その評価を行い必要な措置を講じること。」を追加			29-3	26-3						
	イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知	24-2	26-2			33-2	33-2	32-2	173-2		26-2
	ウ 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長			42-3 58-3 78-3 88-3 97-3 112-3 130-3 145-3 167-3 203-3 236-3 247-3 262-3 275-3	39-3 56-3 74-3 84-3 107-3 123-3 142-3 181-3 217-3 234-3 248-3 262-3	43-3	42-3	41-3	43-3 59-3 80-3 108-3 128-3 149-3 178-3 203-3	41-3 65-3 86-3	
(3) 地域の支援体制の構築	ア 訪問サービス等の「地域等との連携」に「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること」を追加			39-1	36-1				40-3 58-1		
	イ 施設サービスの「基本方針」、居宅サービス及び地域密着型サービスの「一般原則」に連携先として「地域包括支援センター」を追加	2-3	2-4 33-2	3-2	3-2	4-3 45-2	3-3 44-2	3-3 43-2	3-2 152-3 181-2	3-2	2-3 附5
	ウ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、レクリエーション行事のほか「地域との交流行事」を行うことを追加	18-9									19-6
(4) 介護福祉基盤の整備促進	ア 特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の「居室定員」の緩和		10-4 44-4			6-1			154-1		
	イ 養護老人ホームの廊下及び階段に手すりの設置を義務付け	11-5									
	ウ 短期入所生活介護事業所の廊下幅の緩和			151-8 171-8	133-8 154-8						